

販売用の添加物の表示

「添加物」とは、食品の製造過程において又は食品の加工・保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤などの方法により使用するものをいいます。

●表示事項

消費者向けに販売する添加物には、名称、添加物である旨、保存方法、消費（賞味）期限、**内容量**、栄養成分、**食品関連事業者の氏名（名称）・住所**、製造所等の所在地・製造者等の氏名（名称）のほか、必要に応じて、アレルギー、使用方法などを表示します。詳細は、最寄りの保健所へお問い合わせください。

その他の法令に基づく表示

詳細については、それぞれの食品表示に関する相談窓口（→ P 26）にお問い合わせください。

◆**不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）**に基づく食品広告規制

消費者が事実と反して優良または有利な印象を受けるような表示は禁止されています。

●**優良誤認**（商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示）

①実際のものより著しく優良であると示す表示

（例）「バターをたっぷり練り込んだ」と表示しているが、バターを使っていなかった。

②事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示

（例）「合成保存料不使用は当社だけ」と表示しているが、実際は他社でも同様だった。

●**有利誤認**（商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示）

①実際のものより著しく有利であると誤認される表示

（例）「キャンペーン期間中につき増量」と表示しているが、通常の内容量と同じだった。

②競争事業者のものよりも著しく有利であると誤認される表示

（例）「他社のどの商品よりもお得」と表示しているが、実際は他社と変わりなかった。

◆**食品衛生法**に基づく虚偽誇大表示広告の禁止

●**虚偽誇大表示広告の禁止**（食品衛生法第20条）

不当に長い消費期限を表示する等、公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある虚偽又は誇大な表示や広告は禁止されています。

◆**健康増進法**に基づく食品広告規制

●**誇大表示の禁止**（健康増進法第65条）

健康の保持増進の効果等に関する広告等について、「著しく事実と相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示は禁止されています。規制の対象は、食品の販売事業者等に限定されず、広告媒体事業者も含まれます。

（例）○「厚生労働省から輸入許可を受けたダイエット用健康食品です。」

○「医者に行かずともガンが治る！」

○「アレルギー症状を緩和します」、「花粉症に効果あり」など

◆**医薬品医療機器等法**に基づく食品広告規制

「医薬品的な効果効果」を標榜または暗示するものは、実際には効果があるかどうかにかかわらず、「医薬品」としてみなされます。

〔医薬品的な効果効果と判断される事例〕

（例）○「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「便秘の解消に」

○「疲労回復」、「老化防止」、「強精強壮」、「血液浄化」

○「病中病後の体力低下時の栄養補給に」、「肉体疲労時の栄養補給に」

○「目の健康に役立つ〇〇を配合しています。」 など

◆**計量法**に基づく表示

計量法では、「特定商品の販売に係る計量に関する政令」で定める商品（「特定商品」）を密封して販売する場合は、**政令で定める誤差を超えないよう**に計量を行い、その**容器包装に量目を表記するとともに、表記した者の氏名（名称）や住所も付記する**ことを定めています。